

令和5年11月29日

各位

厚真町産業経済課農業担当参事

「令和5年度担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

このことについて、次により要望調査を実施しますので、希望の方は令和5年12月4日（月）までに必ずご来庁の上、関係書類の提出をお願いします。

また、本事業の概要・配分基準表は農業グループまたは厚真町ホームページでご確認ください。

記

1. 担い手確保・経営強化支援事業（令和5年度補正予算）

(1) 事業内容

金融機関から融資を受け、農業用機械等を導入する農業者等に対し、補助金の交付を行う事業です。労働力不足等の課題に対応するため、ロボット、AI、IoT等の技術を活用したスマート農業機械等の導入については優先枠を設けて支援を行います。

※トラック、フォークリフト、除雪機、倉庫等の汎用性の高いものは対象外です。

(2) 補助率 事業費の1/2以内（上限：個人1,500万円、法人3,000万円）

下記の①から③によって算定した額のうち、最も低い金額
①事業費×1/2 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(3) 事業要件

導入予定の機械等を活用し、令和7年度までに2項目で成果目標（必須目標及び選択目標それぞれ1項目）を設定し、達成すること。

必須目標	付加価値額の10%以上の拡大		
選択目標 (1項目選択)	①経営面積の拡大	②農産物の価値向上	③農業経営の複合化
	④農業経営の法人化	⑤青色申告の取組	⑥環境配慮の取組
	⑦農作業の共同化	⑧労働時間の縮減	⑨輸出の取組

3. 注意事項

- 令和6年3月までに事業完了できること（納品、支払の完了）
- 整備内容ごとの事業費が50万円以上（本体価格）であること
- 人・農地プラン（地域計画）に地域の中心となる経営体として位置付けられていること
- 園芸施設共済や農機具共済、民間業者の保険等に加入すること
- 既存機械の更新ではないこと
- 過去の本事業または経営体育成支援事業等で設定した目標を達成していること

4. 受付期間

令和5年11月29日（木）～12月4日（月）

※期限が短く大変申し訳ありませんが、期限厳守をお願いします。

5. 必要書類

- (1) 導入予定機材のカタログ、見積書
- (2) 青色申告書の決算書等の収入総額、費用総額及び人件費がわかる書類
- (3) 消費税申告書の写し
- (4) 別紙1『目標の選択』及び目標を選択するための根拠となる資料
- (5) 『目標ポイントの算定』及びポイントを加算するための根拠となる資料
- (6) 参考資料1 販売計画・収支計画・付加価値額計画及び算定するための根拠となる資料

6. 提出先

厚真町役場 産業経済課 農業グループ (電話 0145-27-2419)

令和5年度より応募者ごとにポイント化し、国のとりまとめにおいて、高ポイントの経営体から採択となります。(前年までの市町村での採択から変更されています。)

また、採択ラインのポイントが年々高くなっており、ボーダーラインが上がることが予想されており、採択とならないことがありますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。